救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	21,100円
つり索の離脱装置	1個につき	16,500円

」に

改める。

別表第二中

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	20,400円

」を

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	20,400円
つり索の離脱装置	1個につき	15,800円

」に

改める。

別表第二の二中

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	20,200円

」を

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	20,200円
つり索の離脱装置	1個につき	15,700円

」に

改める。

第二十二号の五様式中「RACKING TEST LOAD VALUE　　kg lb」を「RACKING TEST L
ONE DOOR OFF : ALLOWABLE STA FOR RACKING TEST L
OAD V ALUE　　kg lb
CKING MASS　　kg lb
1.8g OAD V ALUE　　kg lb」に改める。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第三条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六十八条第四項から第六項まで」を「第六十八条第五項から第七項まで」に改める。

第六十七条の見出しを「（可燃性ガス検定器等）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「オイルフエンス」を「オイルフェンス」に改め、「一個の」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。）」を削り、「予備の可燃性ガス検定器及び可燃性ガス検定器」を「予備の可燃性ガス検定器及び酸素濃度計並びに可燃性ガス検定器及び酸素濃度計」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　液体貨物を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、酸素濃度計を備え付けなければならない。

第六十八条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　載貨重量トン数二万トン以上の油タンカーには、貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）に、機能等について告示で定める要件に適合する固定式炭化水素ガス検知装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該区画の消防設備を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第四条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	329,900

」を

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	10,700

」に

改める。

別表第一の二中

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	329,900
つり索の離脱装置	1個につき	86,800

」を

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	10,700
つり索の離脱装置	1個につき	1,550

」に

改める。

別表第二中

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	329,700

」を

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	10,600

」に

改める。

別表第二中

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	329,700
つり索の離脱装置	1個につき	86,700

」を

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	10,300
救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	10,300
つり索の離脱装置	1個につき	1,450

」に

改める。

別表第二の二中

「

救命艇又は救助艇の内燃機関	1個につき	10,200

」を